

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務をそれぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和元年九月二十日

埼玉県知事 大野元裕

委託する公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料	吉川市きよみ野一丁目一番地 吉川市 吉川市長 中原 恵人	平成三十一 年四月一日 から令和二 年三月三十 一日まで